

# 平成 22 年度消費者庁政策評価について

平成 23 年 9 月  
消 費 者 庁

## 1. 経緯

- 消費者庁においては、「消費者庁政策評価基本計画」（平成 21 年 3 月 31 日消費者庁長官決定、平成 22 年 10 月 7 日一部改正）及び「平成 22 年度消費者庁政策評価実施計画」（平成 22 年 10 月 7 日消費者庁長官決定。以下「実施計画」という。）に基づき、平成 22 年度の消費者庁の政策評価を実施。
- 対象期間は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで。なお、前回の政策評価は平成 21 年 9 月の消費者庁発足以後の約半年間が対象期間であり、1 年を通した評価を行うのは今回が初めて。

## 2. 評価結果について

### （1）消費者庁政策評価体系について

消費者庁においては、消費者基本計画の検証、評価及び見直し（平成 23 年 7 月閣議決定）と連動させ、具体的な以下の施策についての政策評価を行った。なお、評価施策の区分は平成 23 年 7 月の改編以前の組織に基づいている。

#### （施策）

- ①消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整（政策調整課）
- ②消費者行政の基本的政策等の企画・立案・推進（企画課）
- ③個人情報保護に関する施策の推進（企画課個人情報保護推進室）
- ④財産分野の消費者情報に関する集約・分析・提供（消費者情報課）
- ⑤地方消費者行政の推進（地方協力課）
- ⑥消費者の安全確保のための施策の推進（消費者安全課）
- ⑦消費者取引対策の推進（取引・物価対策課）
- ⑧物価対策の推進（取引・物価対策課）
- ⑨消費者表示対策の推進（表示対策課）
- ⑩食品表示対策の推進（食品表示課）

## (2) 実施計画における目標及び測定指標の目標値の達成状況と今後の取組方針

各施策とも、消費者基本計画に盛り込まれた施策にそって基本目標を設定しているが、平成 22 年度においても進捗があったものと評価できる。

しかし、消費者行政を取り巻く課題は「消費者基本計画」の検証・評価・監視の結果、新たに明らかになったものも含めて山積している。

また、国民から期待されるアウトカム・業務課題に照らし、適切な達成目標・測定指標を設定するに当たって困難な面もあったことは否定できない。

これらの課題に対しては、引き続き「消費者基本計画」の検証・評価・監視と連動しつつ、「消費者基本計画」に掲げられた各具体的施策について効果的・効率的な推進の観点から取り組んでいくこととする。

各測定指標における平成 23 年度以降の目標設定は、平成 22 年度末時点の情報に基づいているため、目標設定において 9 月までの進捗は反映されていない。

## (3) 個別施策に関する評価結果の主なポイント

### ①食品表示対策の推進

評価書において、執行業務において複数の法令が適用される事案が見られることから、関係機関・部署が適切に連携しつつ、効果的に処理する必要性があることを指摘。また一部の施策について、平成 22 年度中に措置予定としていたものが措置できなかったことを指摘。

こうした結果を踏まえ、食品表示に関する一元的な法律について、平成 24 年度中の法案提出を目指し、必要な予算や執行体制の強化に向けた機構定員を要求する。

### ②生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制

評価書において、関係省庁・機関の協力を得て、効果的に機能する仕組みを検討し、措置を行うと課題を指摘。

### ③消費者被害救済制度の検討

評価書において、施策の進捗状況を評価の上、法制化に向けた検討を行うとの課題を指摘。